



# かながわ工賃アップ推進プラン

～障がい者がその人らしく地域で生き生きと暮らすために～

( 第6期 令和6年度～令和8年度 )



令和7年1月

神奈川県PRキャラクター  
かながわキンタロウ

神奈川県福祉子どもみらい局福祉部障害福祉課

# 目次

<b>1 経緯</b> .....	1
<b>2 第6期プランの概要</b> .....	2
(1) 趣旨.....	2
(2) 根拠.....	2
(3) 対象事業所.....	2
(4) 対象期間.....	2
<b>3 第6期プラン作成に当たる現状と課題</b> .....	3
(1) 第5期プランの達成状況.....	3
(2) 現状分析.....	7
(3) プラン作成に向けての基本的な視点.....	13
<b>4 令和8年度までの目標</b> .....	15
(1) 目標工賃の設定.....	15
(2) その他の目標.....	16
<b>5 令和8年度までの具体的な取組</b> .....	17
(1) 対象事業所への支援の取組.....	17
(2) 企業等から対象事業所への発注を促す取組.....	18
(3) 行政から対象事業所への発注を促す取組.....	18
(4) その他工賃向上に関する取組.....	18
<b>6 進行管理</b> .....	19
(1) 各年度.....	19
(2) 最終年度.....	19
<b>かながわ工賃アップ推進検討会構成員</b> .....	20
<b>【参考様式】工賃向上計画書</b> .....	21

## 1 経緯

県では、障がい者が地域で生き生きとした生活を送り、できる限り一般就労につながるように、また、一般就労が困難である方には、就労継続支援B型事業所等での工賃の水準が向上するよう、これまで様々な支援の強化に取り組んできました。

平成19年2月、政府が公表した「成長力底上げ戦略」では、障がい者の一般雇用に向けた就労支援を行うとともに、障がい者の有する能力や適性に応じた働き方ができるよう、福祉的就労の底上げを図ることとされました。その後、平成24年4月に、国はこれまでの取組を検証・整理した上で、効果的な工賃向上へ向けた取組を推進するため、「工賃向上計画」を推進するための基本的な指針（以下「指針」という。）を示し、各都道府県と事業所は「工賃向上計画」を作成することとなりました。また、平成25年4月には、働く障がい者の経済的な自立の促進を図るため、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達に関する法律」（以下「障害者優先調達推進法」という。）が施行され、国や地方公共団体等は、調達目標を定めた調達方針を作成し、障害者就労施設等から積極的・優先的に物品や役務を調達することとしています。

これを受けて、県では、平成19年度から平成23年度までは「工賃倍増5か年計画」として「かながわ工賃アップ推進プラン（第1期）」を作成し、平成24年度以降は3年毎に「かながわ工賃アップ推進プラン（第2期～第5期）」を策定しました。工賃を引き上げるための事業を実施するとともに、共同受注窓口組織の設置や発注に貢献した企業表彰、研修会等を実施し、工賃向上に向けた支援に取り組んできました。

このような取組を進めていく中、県内の平均工賃は増加傾向にありましたが、令和2年1月頃から流行した新型コロナウイルス感染症拡大を受け、令和2年度の平均工賃月額の前年度よりも落ち込み、事業所の生産活動や工賃に大きな影響が出ました。その後は、原油価格や電気・ガス料金を含む物価の高騰を受けながらも、県内の平均工賃は徐々に回復しています。

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定では、就労継続支援B型事業所における更なる工賃向上のため、平均工賃月額に応じた報酬体系について、平均工賃月額が高い区分の基本報酬の単価を引き上げ、低い区分の基本報酬の単価を引き下げ、よりメリハリをつけた報酬体系に見直されるとともに、目標工賃を達成した場合の評価（目標工賃達成加算）が新設されました。また、事業所の中には、障がい特性等により利用日数が少ない方を多く受け入れる場合があることを踏まえ、平均利用者数を用いた新しい算定式が導入されました。

このような中、令和6年3月29日には、国の指針が改定され、引き続き都道府県と事業所が「工賃向上計画」を作成することとされました。このことを踏まえ、県では、「かながわ工賃アップ推進プラン（第5期）」の改定を行い、次期「工賃向上計画」として「かながわ工賃アップ推進プラン（第6期）」を作成します。

## 2 第6期プランの概要

県は、SDGsの趣旨も踏まえながら、工賃向上計画を作成します。

### 〔SDGs（持続可能な開発目標）〕

2015年9月、ニューヨークの国連本部において「持続可能な開発目標」（Sustainable Development Goals 略称SDGs）を含む「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択されました。日本政府も2016年5月20日に内閣総理大臣を本部長、全閣僚を本部員とする「持続可能な開発目標推進本部」を設置、同12月22日には「SDGs実施指針」を策定、2023年12月には同指針を改定しました。各地方自治体は「SDGs達成に向けた取組を更に加速化させるとともに、各地域の優良事例を国内外により一層積極的に発信・共有していくこと」とされています。

### （1）趣旨

障がい者が工賃の向上を通じて地域で生き生きと「その人らしく暮らす」とともに、障がい者の地域生活を支える場のひとつとなっている事業所が、持続的に生産活動を充実させ、支援力を高めることを目指します。

### （2）根拠

「「工賃向上計画」を推進するための基本的な指針」（平成24年4月11日付け障発0411第4号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知。令和6年3月29日一部改正。以下「指針」という。）

### （3）対象事業所

県内すべての就労継続支援B型事業所

（就労継続支援A型事業所、生活介護事業所、地域活動支援センターのうち「工賃向上計画」を作成し、工賃向上に意欲的に取り組む事業所は、本プランに基づき実施する事業の支援対象とします。）

### （4）対象期間

令和6年度から令和8年度までの3か年とします。

### 3 第6期プラン作成に当たる現状と課題

#### (1) 第5期プランの達成状況

第6期プランの作成に当たっては、第5期プランにおける目標の達成状況を点検・評価し、現状と課題を明らかにする必要があります。

第5期プランにおける目標設定については、「目標工賃」（月額及び時間額）の設定に加え、第5期プランの目的に沿った対象事業所の取組状況を評価するため、「その他の目標」も設定しました。

#### ア 目標工賃の達成状況

第5期プランにおける目標工賃の設定については、指針に基づき、利用者のサービス利用に違いがあることを考慮し、月額とともに時間額の目標を設定することとしました。また、目標の設定に当たっては、令和2年1月頃から流行した新型コロナウイルス感染症の影響が、事業所の生産活動に大きな影響を及ぼしたことを踏まえ、第5期プランにおいては、工賃実績の落ち込みが大きい令和2年度を除いた過去3年間（平成29年度から令和元年度まで）のすべての就労継続支援B型事業所における工賃実績（月額及び時間額）の平均伸び率を算出し、その平均伸び率（月額3.4%・時間額4.7%）につき、令和3年度から令和5年度まで工賃を向上させることを目指しました。

目標工賃の達成状況については、すべての就労継続支援B型事業所の実績による状況比較により、点検・評価します。

#### (ア) 平均工賃（月額）の達成状況

平均工賃（月額）における目標の達成状況は、令和4年度のみ目標を達成しました。

計画期間である3年間のうち、2年間目標達成に至らなかった理由として、令和3年度は、令和2年度ほどではありませんでしたが、新型コロナウイルス感染症流行の影響を受け、それにより事業所の生産活動収入が落ち込んだことが考えられます。また、令和4年度以降は、休止していたイベント等の復活により受注量や販売機会が増加した一方で、物価高騰の煽りを受け、生産活動のための経費が嵩んだことなどから、令和5年度は、平均工賃（月額）の伸び率が想定よりも低下したと考えられます。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
目標	15,011円	15,521円	16,049円
実績	14,956円	15,795円	(旧計算) 15,855円
			(新計算) 21,661円
事業所数※	570事業所	655事業所	702事業所

※ 当該年度3月末時点における県内の就労継続支援B型事業所数

(イ) 平均工賃（時間額）の達成状況

平均工賃（時間額）における目標の達成状況については、3か年ともに目標を達成しました。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
目標	227円	238円	249円
実績	228円	242円	251円
事業所数*	570事業所	655事業所	702事業所

※ 当該年度3月末時点における県内の就労継続支援B型事業所数

イ 「その他の目標」の取組状況

工賃額以外の指標で第5期プランの目的に沿った対象事業所の取組状況を評価するために設定した、3つの「その他の目標」の取組状況について、参考とする指標の推移を検証します。

「その他の目標」の取組状況についても、目標工賃と同様に、すべての就労継続支援B型事業所の実績による状況比較により、点検・評価します。

(ア) サービス提供の充実

新規のサービス利用希望者に応えるとともに、既存のサービス利用者への支援を充実させる取組を評価するため、工賃支払対象者数の推移を、サービス提供の充実の状況を計る指標としました。

すべての就労継続支援B型事業所の実績による状況比較により、各年度における工賃支払対象者数の推移を見ると、月額及び時間額ともに増加しており、このことから、サービス提供体制については充実傾向にあると評価できます。

〔参考とする指標〕工賃支払対象者数の推移

(a) 工賃実績<月額>における工賃支払対象者延べ人数（利用者の利用日数の合計）の推移

[対象事業所全体の実績の推移]

	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	人数	事業所	人数	事業所	人数	事業所
全事業所	145,279人	570	162,114人	655	180,001人	702

(b) 工賃実績<時間額>における工賃支払対象者延べ人数（利用者の利用  
時間数の合計）の推移

[対象事業所全体の実績の推移]

	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		事業所		事業所		事業所
全事業所	9,510,020人	570	10,562,699人	655	11,391,030人	702

(イ) 生産活動の充実

工賃支払対象者数の変動により増減が生じる平均工賃実績とは別に、対象事業所の努力を適切に評価するため、工賃支払総額の推移を、生産活動の充実の状況を計る指標としました。

すべての就労継続支援B型事業所の実績による状況比較により、各年度における工賃支払総額の推移を見ると、1事業所当たりの工賃支払総額が増加していることから、生産活動の充実が図られていると評価できます。

〔参考とする指標〕工賃支払総額\*の推移

[対象事業所全体の実績の推移]

	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		事業所		事業所		事業所
全事業所	217,285万円	570	256,054万円	655	285,397万円	702

[対象事業所1事業所当たりの平均実績の推移]

【1事業所当たり】	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		事業所		事業所		事業所
全事業所	381万円	570	390万円	655	406万円	702

※ 万円未満切捨てとしたため、各年度の工賃支払総額の合計が合わない場合がある。

(ウ) 一般就労への支援

工賃向上の取組により、一般就労に必要な知識や能力を高め、一般就労への移行を支援することも重要であることから、対象事業所の退所者のうち一般就労への移行者数を一般就労支援の評価指標としました。

各年度における就労継続支援B型事業所から一般就労への移行者数は、福祉施設利用者の一般就労移行等の実績に関する調査を見ると、年度により増減はありますが、継続的に一般就労への支援が行われていると評価できます。

〈参考とする指標〉 就労継続支援B型事業所からの一般就労への移行者数

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
就労継続支援B型事業所からの一般就労への移行者数	229人	310人	300人

【福祉施設利用者の一般就労等の実績に関する調査】

1 調査概要

神奈川県障がい福祉計画の進捗状況の把握及び次期計画策定に向けた基礎資料とするため、福祉施設利用者の一般就労移行等の実績を把握することを目的とした調査です。

2 調査対象

就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、生活介護、就労定着支援のいずれかの事業を行う事業所

**(2) 現状分析**

第6期プランの作成に先立ち、県では対象事業所の生産活動の課題を検証することを目的に、第1期～第5期プラン作成時と同様の調査項目でアンケート調査を実施しました。

**【アンケート調査の概要】**

対象事業所数：700事業所（令和6年1月1日現在）  
 調査時期：令和6年1月15日～令和6年2月9日  
 有効回答数：403事業所（有効回答率57.6%）

	平成29年度	令和2年度	令和5年度
対象事業所数	457	554	700
有効回答数	198	344	403
有効回答率	43.3%	62.1%	57.6%

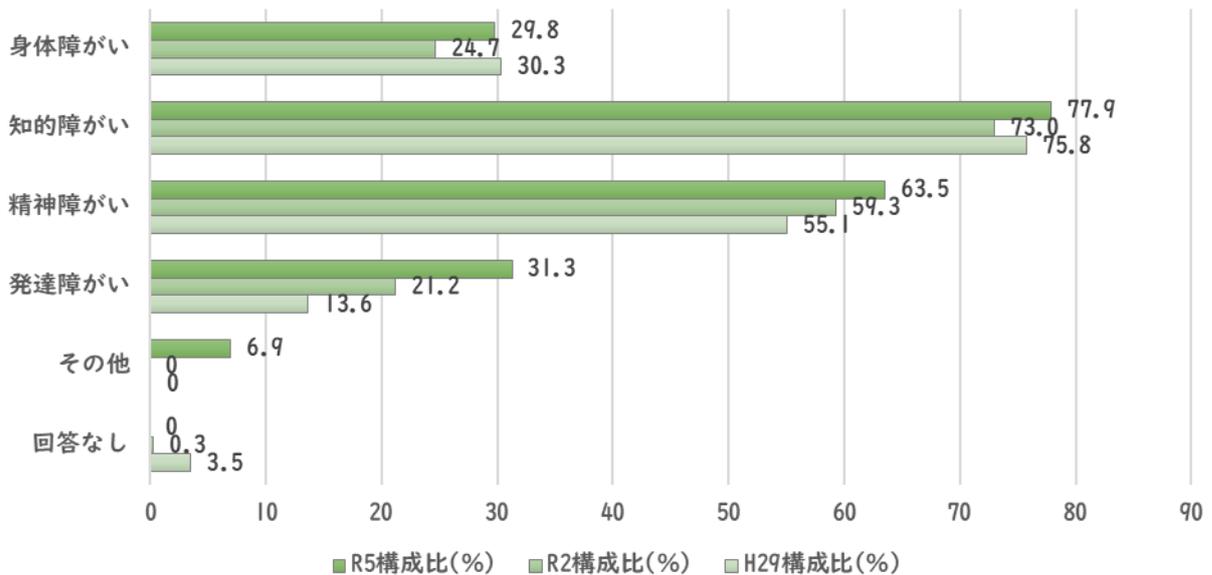
なお、調査結果については、「工賃向上計画に係るアンケート調査結果報告書（令和6年9月神奈川県福祉子どもみらい局福祉部障害福祉課）」として、別途取りまとめています。

**【調査結果】**

**ア 事業所の対象者の主たる障がい**

利用者の主たる障がいは、「知的障がい」の割合が最も多く、いずれの障がい種別の項目でも前回調査から増加しています。

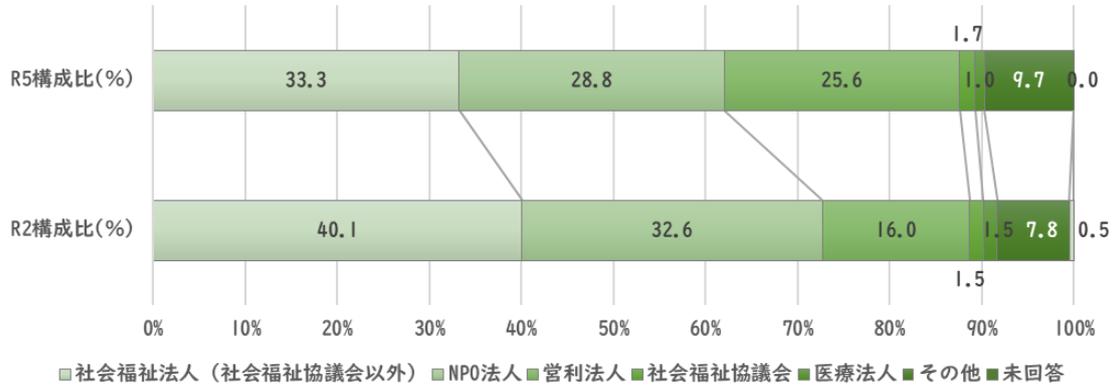
図表1 事業所の対象者の主たる障がい（複数回答）



## イ 法人種別

県内における対象事業所の運営法人は、社会福祉法人（社会福祉協議会以外）の割合が最も高く、次いでNPO法人、営利法人と続きます。

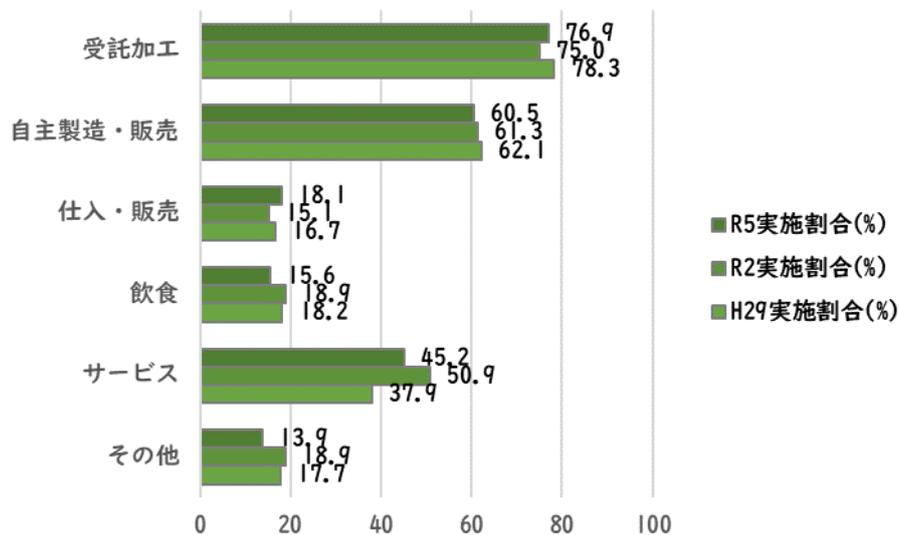
図表2 法人種別



## ウ 生産活動の種類

多くの対象事業所が受託加工や自主製品の製造・販売に取り組んでいます。複数の生産活動を組み合わせて取り組んでいる事業所も多く、平均すると1事業所あたり2～3種類の生産活動を行っています。

図表3 生産活動の種類（複数回答）



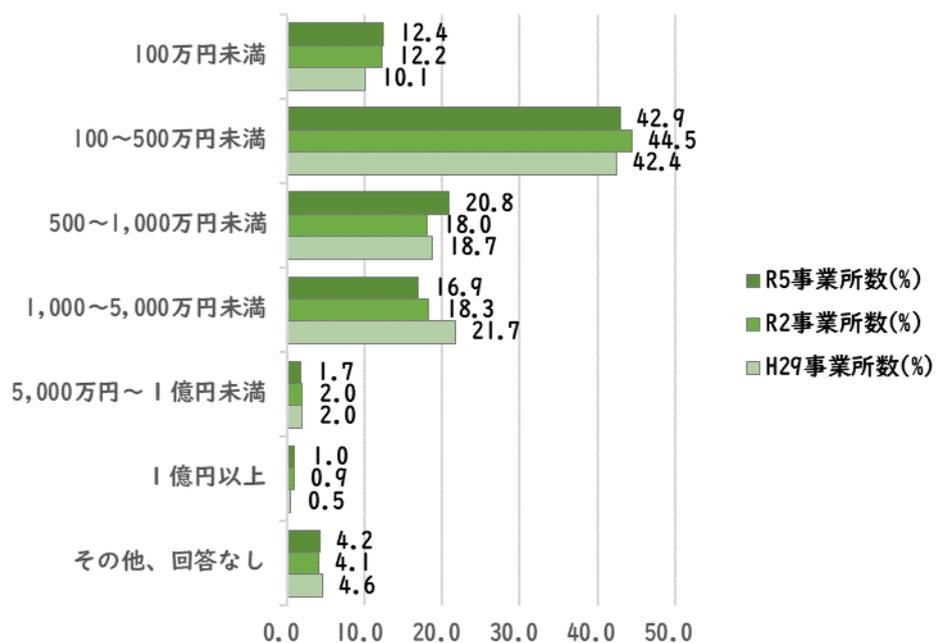
	令和2年度	令和5年度	増減	具体の活動内容例
受託加工	75.0%	76.9%	+1.9	部品・商品の作成・加工・組立・梱包、印刷、封入・封緘
自主製造・販売	61.3%	60.5%	△0.8	パン、菓子、弁当・惣菜、農産品、生活雑貨等の製造・販売等
仕入・販売	15.1%	18.1%	+3.0	菓子、飲料、農産品、売店運営

飲食	18.9%	15.6%	△3.3	レストラン、喫茶店等の飲食店
サービス	50.9%	45.2%	△5.7	清掃、除草、クリーニング、洗車、ポスティング、入力
1事業所当たりの平均併用種類	2.4種類	2.3種類	△0.1	

## エ 生産活動による収入

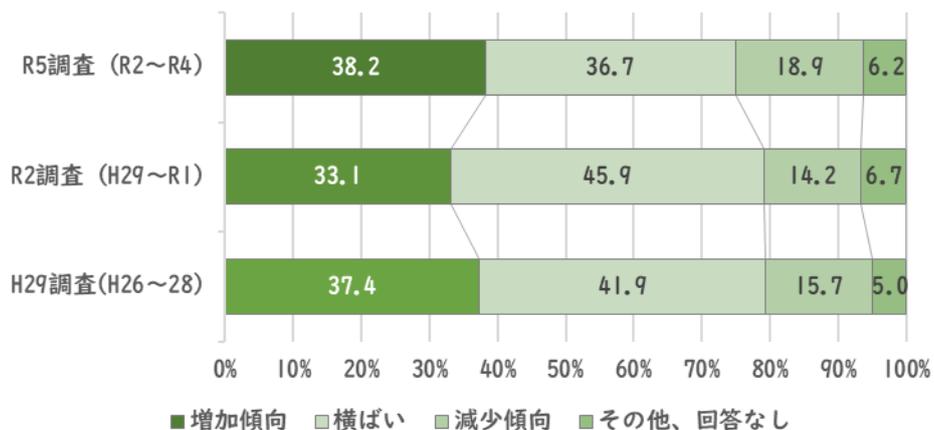
生産活動による収入額は、「100～500万円未満」の割合が最も高く、次いで「500～1,000万円未満」が続きます。

図表4 生産活動による収入



生産活動による収入額の推移は、前回調査と比べて、「増加傾向」と「減少傾向」の割合が増加しており、「横ばい」の割合は減少しています。

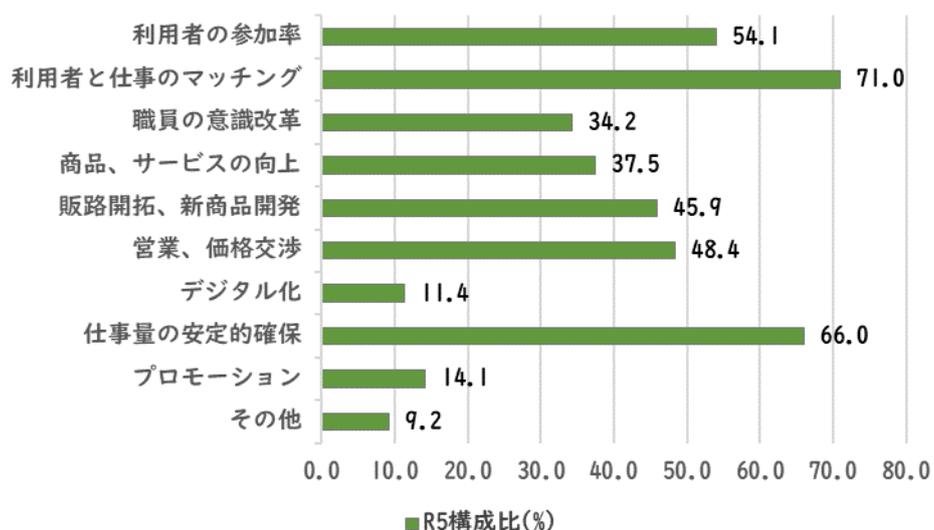
図表5 生産活動による収入の推移



## オ 工賃引き上げの課題

各対象事業所が工賃を引き上げていく上で課題と捉えていることは、「利用者と仕事のマッチング」が最も多く、次いで「仕事量の安定的確保」、「利用者の参加率」が続きます。

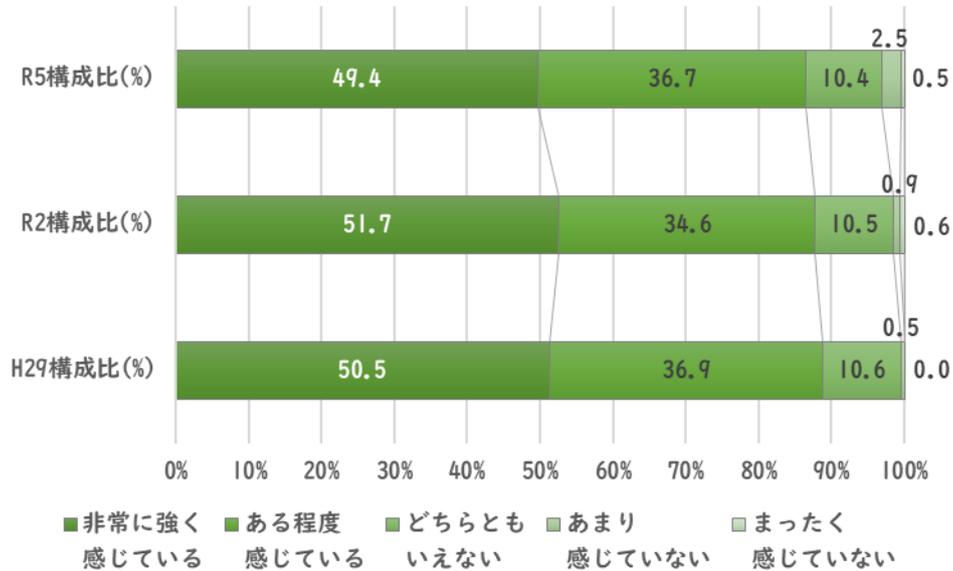
図表6 工賃向上の必要性



## カ 工賃向上について

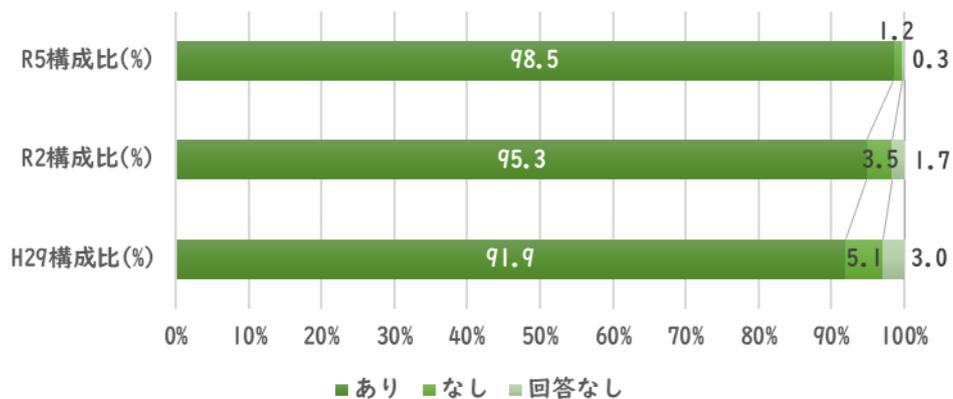
工賃向上の必要性については、「必要性を非常に強く感じている」と「必要性をある程度感じている」の項目を合わせた割合が86.1%となっています。

図表7 工賃向上の必要性



各対象事業所が作成する工賃向上計画の有無については、指針において「特別な事情がない限り工賃向上計画を作成すること」とされており、「あり」と回答した事業所が98.5%と、ほとんどの事業所が作成しています。このことから、各対象事業所が工賃向上の必要性や重要性を認識した上で、取組を行っていると考えられます。

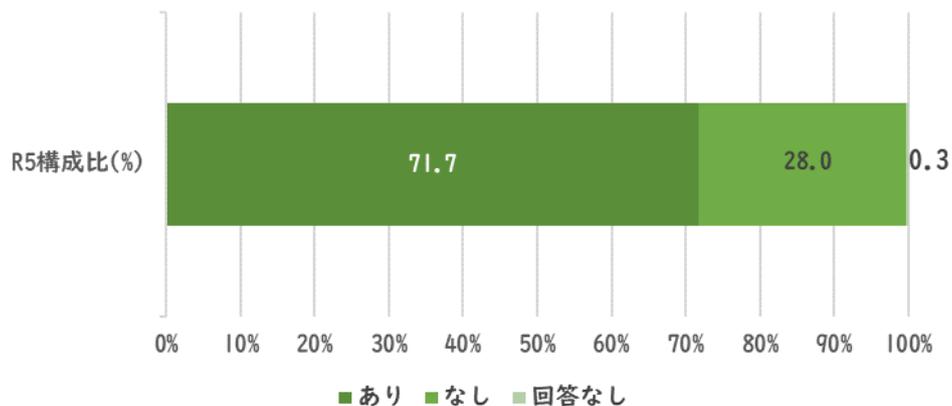
図表8 工賃向上計画の有無



## キ 目標工賃達成指導員について

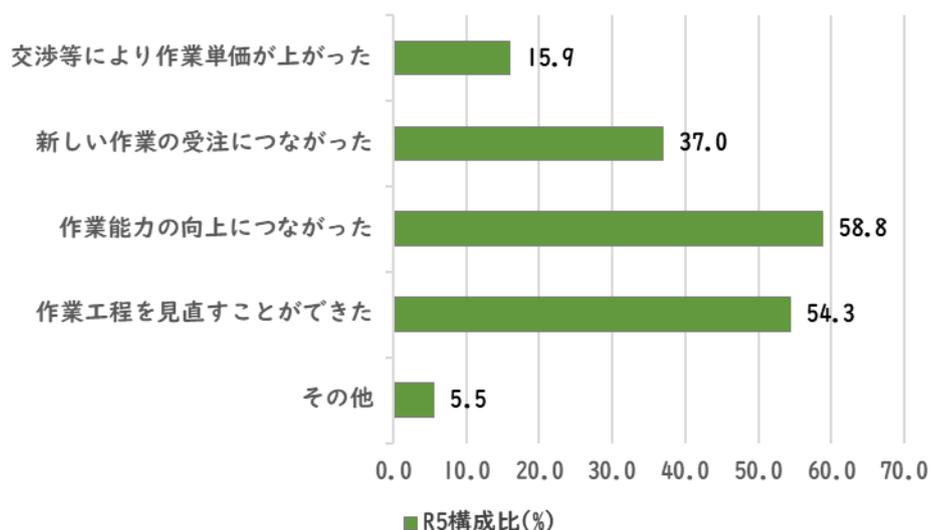
各対象事業所における目標工賃達成指導員の配置状況は、「あり」と回答した事業所が71.7%、「なし」と回答した事業所が28.0%で、大半の事業所で目標工賃達成指導員を配置しています。

図表9 目標工賃達成指導員の配置



また、目標工賃達成指導員を配置したことで、「作業能力の向上につながった」と回答した事業所の割合が58.8%、「作業工程を見直すことができた」と回答した事業所の割合が54.3%で、目標工賃達成指導員の配置による効果が伺えます。

図表10 目標工賃達成指導員の配置による効果



### (3) プラン作成に向けての基本的な視点

アンケート調査により判明した事業所の状況に配慮した上で、次の基本的な視点に立ってプランを作成します。

#### ア 目標工賃の設定について

事業所で支援する利用者数が増えることは、地域におけるサービスの充実として評価すべきですが、工賃向上を考えた場合には、工賃支払対象者数が増えることとなり、生産活動による収入が増加しなければ事業所の平均工賃月額を減少してしまいます。また、利用者の重度化等により、サービスを利用する日数が少ない利用者が増加した場合にも、平均工賃月額は減少してしまいます。令和6年度障害福祉サービス等報酬改定では、障がい特性等により利用日数が少ない方を多く受け入れる場合があることを踏まえて、平均利用者数を用いた新たな算定式が導入されました。指針でも令和6年度から、この新たな算定式で平均工賃月額を算定することとしています。

なお、平均工賃月額が向上していない事業所であっても、利用者の増高等に合わせ、全体の生産活動の売上を伸ばし、平均工賃月額を維持している場合もあることを踏まえて、目標工賃は平均工賃月額のみでなく、平均工賃時間額でも設定します。

#### イ 令和8年度までの具体的な取組について

##### (ア) 仕事量の安定的確保による生産活動の充実

自主製品の製作・販売、受託加工等の生産活動の種別に関わらず、生産活動を充実させるためには、仕事量の安定的確保が必要です。事業所にとって困ることは、利用者が行う作業がないことであり、事業所によっては、利用者が行う作業を安定的に確保するために、安い工賃の受注作業であっても引き受けてしまうことがあります。

新型コロナウイルス感染症の流行以降、販売する機会や請負作業の受注が減少しましたが、コロナの収束に伴いイベント等も復活し、受注量や販売機会は増加傾向にあります。しかしながら、人件費の上昇や原油価格、電気・ガス料金を含む物価高騰の影響もあり、安定した生産活動の継続が難しくなっています。

工賃引き上げの課題として、「利用者と仕事のマッチング」と「仕事量の安定的確保」を挙げる事業所はそれぞれ約7割近くあり、利用者が製作できるもの、製作したいものと販売できるものの違いを客観的に把握し、事業所として売上が見込める製品の開発に取り組む必要があります。また、清掃などのサービスの請負では、サービスの質の確保やサービス向上の更なる徹底を図る必要があります。

事業所では、1事業所における職員が少なく、その中で利用者支援を行っているため、事業所として売り上げを見込める製品の販売活動

まで手が回らないことも考えられます。さらに、事業所の職員には、販売活動を主とする営業職がないことも多く、福祉的な支援と販売活動の両立が難しいことも考えられます。

事業所が地域内の他の事業所と共同で生産活動に取り組むこと等によって、付加価値のある製品の製作や1つの事業所では請けられない大口の受注等が可能となり、販路開拓・拡大に繋がる可能性があることから、地域内の事業所とのネットワーク構築や、県全体の共同化の推進が重要です。

#### (イ) 生産活動に対する経験や専門的な知識の向上

事業所は、利用者の工賃が低い状況を看過せず、管理者・職員の定期会議や朝礼・夕礼の開催、職員のスキルアップ研修、業務マニュアルの作成など独自に工賃を引き上げる努力を行っていますが、生産活動実施上の課題として、経験者や専門知識をもつ職員が不在していることも考えられます。

事業所が生産活動の質を向上させるためには、技術力を高める研修への参加、目標工賃達成指導員の配置、企業OBの登用、専門家による技術指導の活用のほか、地域の経済団体等に積極的に参加していくことも有効です。

#### (ウ) 品質管理や納期管理に対する意識の向上

事業所が民間企業と継続した取引を行うためには、品質管理や納期管理が非常に重要です。一度でも、粗悪品を納品してしまう、若しくは納期を守らないということがあれば、事業所の信用を失ってしまい、継続した取引につながりません。

こうした一般的なビジネスマナーを意識することで、事業所で働く障がい者も労働力として認められることにつながるため、“福祉だから”と妥協することなく、生産活動に取り組んでいく姿勢が大切です。

### ウ 多面的な利用者支援の配慮について

生産活動及びその結果である工賃の支払は、事業所の利用者に対する支援の一面です。

事業所は、利用者の生産活動に関する支援に加えて、日常生活や健康面の支援、社会的な行動に対する支援など、多様な支援を求められます。

工賃向上の取組で大切なことは、事業所での日々の活動の中で支援者と利用者が工賃向上という共通の目標を掲げながら、生き生きと活動することです。そして、生産活動を通して事業所とその利用者が地域社会の色々な場面で繋がっていくことであり、総じて、事業所としての利用者支援を充実させていくことが求められています。

## 4 令和8年度までの目標

### (1) 目標工賃の設定

各対象事業所の状況は、定員規模、サービス開始時期、活動内容、地域性など様々である実情を踏まえ、第6期プランにおいては、令和6年4月1日時点で障害福祉サービス事業所の指定を受けているすべての事業所（令和6年4月1日新規指定を除く）の令和5年度工賃実績【新計算：月額21,661円（旧計算：月額15,855円）、時間額251円】を基準として、第5期プランの計画期間である過去3年間（令和3年度から令和5年度まで）のすべての就労継続支援B型事業所における工賃実績（月額及び時間額）の平均伸び率を算出し、その平均伸び率（月額3.0%・時間額5.0%）につき、令和6年度から令和8年度まで毎年度持続して、工賃を向上させることを目指します。

また、目標の設定に当たっては、平均工賃月額は、利用者特性等によるサービス利用実績に影響を受けるため、平均工賃時間額でも目標を設定します。

なお、目標の達成状況については、指針を踏まえ、工賃実態調査等を通じ、毎年の工賃実績の状況比較により、点検・評価します。



## 神奈川県 の 目標 工 賃

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
月額*	22,311円	22,980円	23,669円
時間額	264円	277円	291円

※ 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定後（新計算）の算定方法による。

(参考) 平均工賃月額の見直し

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定において、平均工賃の算定方法が変更され、障がい特性などにより利用日数が少ない人を多く受け入れた場合、平均工賃月額が下がり、基本報酬の単価も低くなる傾向があることから、平均工賃月額の算定方法が見直されました。

[現行(旧計算)] 前年度の平均工賃月額の算定方法は以下のとおり。

ア 前年度における各月の工賃支払対象者の総数を算出

イ 前年度に支払った工賃総額を算出

ウ 工賃総額(イ)÷工賃支払対象者の総数(ウ)により1人当たり平均工賃月額を算出

※ただし、障害基礎年金1級受給者が半数以上いる場合は、算出した平均工賃月額に2千円を加えた額を報酬算定時の平均工賃月額とする。

[見直し後(新計算)] 前年度の平均工賃月額の算定方法は以下のとおり。

ア 前年度における工賃支払総額を算出

イ 前年度における開所日1日当たりの平均利用者数を算出

前年度の延べ利用者数÷前年度の年間開所日数

ウ 前年度における工賃支払総額(ア)÷前年度における開所日1日当たりの平均利用者数(イ)÷12月により、1人当たり平均工賃月額を算出

## (2) その他の目標

工賃額は、工賃支払対象者数や生産活動の売上額により変動します。売上が上がっても、それ以上に支援対象者が増加すれば平均工賃月額は下がってしまいます。このように、各対象事業所の様々な取組は工賃だけで評価できるものではありません。そこで、第5期プランに引き続き、工賃とは別に、かながわ工賃アップ推進プランの目的に沿った目標を掲げ、取り組んでいく必要があります。

### ア サービス提供の充実を図りましょう！



#### 〈参考とする指標〉工賃支払対象者数の推移

工賃向上のために、支援対象者を選別することは、福祉サービスとしては本末転倒です。新規のサービス利用希望に応えるとともに、適切な支援を通じて、既存のサービス利用者が今まで以上に、事業所に通えるよう・通いたくなるような取組が大切です。

### イ 生産活動の売上を伸ばしていきましょう！



#### 〈参考とする指標〉工賃支払総額の推移

工賃支払対象者数の影響を受ける平均工賃額とは別に、事業者の努力を適切に評価する必要があります。経営的手法の導入や、事業所間の連携、地域との連携など、その過程を大切にしながら、利用者と一緒に取り組むことが大切です。

### ウ 一般就労への可能性を支援しましょう！



#### 〈参考とする指標〉一般就労への移行者数

工賃向上の取組により、これまで困難とされていた一般就労への可能性が高まる利用者もいます。障がい者が地域で生き生きと「その人らしく暮らす」という目的を忘れずに工賃向上の取組を進めることが大切です。

## 5 令和8年度までの具体的な取組

県では、目標の達成に向けて次の取組を行います。

具体的な取組については、平成24年度から開始した工賃向上支援事業を中心に進めていきます。

### (1) 対象事業所への支援の取組

ア 事業所の工賃向上計画作成支援

イ 共同化の推進

ウ 企業的経営手法の導入

エ 販売機会の確保

オ 農福連携等の取組

(2) 企業等から対象事業所への発注を促す取組

(3) 行政から対象事業所への発注を促す取組

(4) その他工賃向上に関する取組

### (1) 対象事業所への支援の取組

ア 事業所の工賃向上計画作成支援

指針において、原則、すべての就労継続支援B型事業所において、工賃向上計画を作成することとされています。

工賃を持続的・継続的に向上させるためには、各対象事業所の主体的な取組が重要であり、全職員、利用者及び関係者が共通の理解のもと、目標工賃を設定し、計画的に進めることが必要です。

特定非営利活動法人神奈川セルフセンターにおいて作成された、工賃向上計画書の参考様式（巻末参照）の活用方法を周知し、事業所への支援を実施します。

イ 共同化の推進

複数の事業所が共同して工賃向上に取り組む、共同受注窓口組織による取組を推進します。

全県の事業所を対象とした、神奈川障害者共同受注窓口「はたらき隊かながわ」により、受注機会の拡大を図るとともに、専門家を活用した研修等を実施することにより、製品の質の向上・平準化に取り組みます。

ウ 企業的経営手法の導入

工賃向上のためには、生産活動に関して経営的視点を導入することが効果的です。コスト削減や適正価格の設定、販売促進や技術力の強化などにより障がい者の工賃向上に結びつけるため、専門家を活用した研修等を実施することにより、企業的経営手法の導入を促進します。

エ 販売機会の確保

障がい者の就労や自立と経済的安定を支援するため、障害者就労施設等による県内庁舎での物品の販売や県及び関係団体等が実施するイベント等での販売スペースの確保など、販売機会の確保に努めます。

## オ 農福連携等の取組

工賃向上のためには、既存の生産活動だけではなく、新規分野への参入を検討することも必要です。令和6年6月に農福連携等推進会議において決定された「農福連携等推進ビジョン（2024改訂版）」も踏まえ、事業所の農業・林業・水産業や観光業などの地域の基幹産業との連携を支援するため、こうした分野への参入手続や事業所等の事例を紹介するセミナーや相談会の開催、マルシェ（共同販売会）の開催等に取り組みます。

### （2）企業等から対象事業所への発注を促す取組

障害福祉サービス事業所等へ業務を発注した企業への表彰や、神奈川県障害者共同受注窓口「はたらき隊かながわ」の営業活動により、障害福祉サービス事業所への業務発注を促進します。

### （3）行政から対象事業所への発注を促す取組

県では、平成25年4月に施行された障害者優先調達推進法に基づく取組を推進しており、平成30年度からは、特別な事情がない限り優先調達での調達を原則とする「調達推奨品目制度」を導入しています。令和6年度からは、オフィス改革による「文書の電子化業務」や印刷したリーフレット等の仕分けから送付までの一連の作業を行う「発送業務（仕分け、封入、シール貼りを含む）」を新たに調達推奨品目として指定し、情報処理分野における発注や対象となる役務の拡大に取り組んでいます。

また、庁内の関係部局との連携を図り、水道メーターの分解や市町村による福祉と連携した小型家電リサイクルの取組の支援を行うなど、工賃向上に資する取組を推進します。

さらに、県内の市町村や地方独立行政法人の取組が推進されるよう、障害者優先調達推進法に基づく調達方針の作成状況について、定期的に情報提供を行うなど、働きかけを行います。

### （4）その他工賃向上に関する取組

工賃向上計画を作成し、当該計画に掲げた工賃目標を達成するための「目標工賃達成指導員」を配置している事業所は、当該指導員を配置していない事業所と比較して工賃が高い傾向にあります。令和6年度報酬改定では、「目標工賃達成加算」が新設されました。これは、「目標工賃達成指導員配置加算」を算定している事業所が工賃向上計画に基づき、工賃が実際に向上した場合に算定できるというものです。事業所において、こうした制度を効果的に活用できるよう、県から情報提供を行うなどの働きかけを行っていきます。

## 6 進行管理

### (1) 各年度

#### ア 事業所の目標について

新規指定事業所を含むすべての就労継続支援B型事業所は、工賃向上計画を作成し、工賃向上に向けて取組を進めます。また、対象事業所の工賃実績については、県で取りまとめた上で国に報告するとともに、県ホームページ等に掲載し、広く公表します。

#### イ 県の目標について

第6期プランで設定した、県の目標工賃の達成状況については、すべての就労継続支援B型事業所の工賃実績を集計・公表し、その状況比較により点検・評価するとともに、必要に応じて、その結果に基づき見直しを行います。

併せて、その他の目標についても、その指標となる実績数値を公表します。

### (2) 最終年度

#### ア かながわ工賃アップ推進検討会

障がい別（知的、身体、精神）の施設関係者、学識者、中小企業診断士で構成する検討会を設置し、事業実施のあり方等を検証しながら、工賃向上計画の進行管理を行います。

#### イ 事業所の状況

対象事業所における生産活動全体の状況を確認するため、最終年度である令和8年度にアンケート調査を行います。

(参考)

### かながわ工賃アップ推進検討会構成員

	氏名	現職
学識者	眞保 智子	法政大学現代福祉学部 教授
診断士 中小企業	宮沢 浩之	公益財団法人神奈川産業振興センター 課長補佐
施設関係者	庭野 勉	社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会 施設部会 社会就労センター協議会 〔 社会福祉法人進和学園 サンメッセしんわ 施設長 〕
	浅井 茂幸	神奈川県身体障害施設協会 〔 社会福祉法人貴峯 貴峯荘 施設長 〕
	船山 敏一	特定非営利活動法人神奈川県精神障害者 地域生活支援団体連合会 〔 社会福祉法人藤沢ひまわり グリーンウェーブ湘南A 所長 〕



ひとつの事業所では、人員、経営面、作業量など限りがあります。

県が行う事業をきっかけにして、個々の事業所が、障がい種別や法人の枠を超え、「限られた力」を結集することで「大きな力」として、「地域での事業所のネットワーク」、「同じ作業種のネットワーク」などを創り、工賃アップにつなげていくことが、工賃アップを実現するひとつの道筋と考えています。

神奈川県福祉子どもみらい局福祉部障害福祉課  
所在地：〒231-8588 横浜市中区日本大通 1  
電話：045-210-4709（直通）  
FAX：045-201-2051